

準用する場合を含む。)の規定による閲覧並びに第五十四条第一項から第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)までの規定による作成及び備置き並びに同条第五項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第二百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令及び都道府県又は指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定による命令に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

の利用に関する法律(平成十六年法律第二百四十九号)第九条の規定を適用する場合においては、同条中「当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例)」とする。

(実施規定)

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令で定める。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

(新設)

四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

(新設)

五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

(新設)

六 第六十五条第四項の規定による命令に違反した者

七 第六十六条第一項に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者

(新設)

第七十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關

(新設)

第四十八条 特定非営利活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その特定非営利活動法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定非営利活動法人に対しても同条の刑を科する。

する法律の規定を準用する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項、第二十五条第六項若しくは第七項、第四

十九条第四項、第五十三条第一項若しくは第五項第六十二条において準用する第四十九条第四項、第六十二条において準用する第五十三条第一項若しくは第五項の規定に違反して、届出若しくは提出をせず、又は虚偽の届出若しくは提出をしたとき。

四 第二十八条第一項、第五十四条第一項から第四項まで又は第六十二条において準用する第五十四条第一項から第四項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十九条、第五十五条第一項、第三項若しくは第四項又は

第六十二条において準用する第五十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。

第四十九条 (同上)

一 (同上)

二 第十四条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。

六九 (略)

十 第四十一條第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第四十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十条 (略)

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 國際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動

第五十条 (同上)

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
(新設)
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 國際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十四	情報化社会の発展を図る活動
十五	科学技術の振興を図る活動
十六	経済活動の活性化を図る活動
十七	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八	消費者の保護を図る活動
十九	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
二十	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十一	子どもの健全育成を図る活動
二十二	情報化社会の発展を図る活動
二十三	科学技術の振興を図る活動
二十四	経済活動の活性化を図る活動
二十五	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
二十六	消費者の保護を図る活動
(新設)	
二十七	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(收支計算書に関する経過措置)

第二〇条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第二十八条第一項の規定は、

この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同項第一号に規定する事業報告書等について適用する。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、この法律の規定による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項第八号の收支予算書を添付することができ

る。

- 3 当分の間、特定非営利活動法人は、新法第二十八条第一項第一号の規定にかかわらず、新法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 4 第二項の規定により添付することができることとされた収支予算書は新法第十条第一項八号の活動予算書とみなして、前項の規定により作成し、備え置くことができることとされた収支計算書は新法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新法の規定を適用する。

(仮認定に関する経過措置)

第〇条 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に新法第五十八条第二項の規定により準用する新法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(租税特別措置法の一部改正)

第〇条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

【別紙新旧参照】

(地方税法の一部改正)

第〇条 地方税法の一部を次のように改正する。

【別紙新旧参照】

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第〇条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

【別紙新旧参照】

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第〇条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

【検討中】

（検討）

第〇条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

※その他所要の規定を整備する予定